

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇IMF、IBRD、第20回年次総会を開催

IMFならびにIBRDおよびその附属機関の年次総会(IMF、IBRDについては第20回総会)は、9月27日から10月1日までワシントンにおいて、デレッサ・エチオピア蔵相を議長として開催された。国際通貨改革問題と後進国開発援助問題が討論の焦点であったが、IDAの資金強化につき二つの決議が行なわれた。

(1) IDAの資金強化のための具体案をIDA理事会に検討させること(現在までに調達されたIDA資金は昨年世銀から繰り入れられた50百万ドルを加え16億ドルで、この金額は来年夏まで貸付にコミットされてしまう見込みである)。

(2) IBRDの前年度(本年6月末に終る1年間)純益金137百万ドルのうち75百万ドルをIDAに繰り入れること。

## 米州諸国

### ◇米国、IMFよりカナダ・ドルを引出し

米国財務省は、9月28日、60百万米ドル相当額のカナダ・ドルを引き出した旨を発表した。これはいわゆる技術的引出しで、引出通貨はIMFへの返済を行なう国にドル対価で売却される。米国によるこの種の引出しは今回が7回目で、累計では660百万ドルとなった。

### ◇米国、金利平衡税法成立

本年2月10日ジョンソン大統領の国際収支教書によって提示された金利平衡税延長法案は、議会で若干の修正を受けた後さる10月11日大統領の署名を得て成立した。現行の金利平衡税法は本年末で失効することとなっていたが、今回の措置によって同法は1967年7月31日(原案では1967年末)まで延長されることとなった。

またこれと同時に、現行法では課税対象となっていない銀行以外の金融機関、企業および個人などの期間1年以上3年未満の対外証券投資に対しても税率1.05%~2.75%の範囲で課税されることになり、本年2月11日に適及実施される。(注)なお、3年以上の対外証券投資に対する税率は現行のままである。

(注) 期間1年以上の銀行貸付ならびに銀行の証券投資については、すでに2月11日以来のいわゆるゴア修正条項発効により、課税適用対象となっている。

### ◇米国、本年度対外援助支出法成立

1966会計年度の対外援助支出法は10月5日米国上院本会議を通過、20日に大統領の署名を得て発効した。総額は3,218百万ドルである。本年度の援助支出については当初下院が3,285百万ドル、上院は3,143百万ドルを主張したため両院協議会において交渉が行なわれ、3,218百万ドルに妥協が成立したものである。今回の審議で特に注目されたのは、軍事援助と経済援助の法律面での分離、単年度予算方式から複年度方式への移行を主張していたフルブライト上院外交委員長が、その主張が容れられないことから反対投票を行なったことであり、明年以降の予算編成に問題を投げかけている。

### ◇米国、チェース・マンハッタン銀行、国法銀行に転換

チェース・マンハッタン銀行は、9月22日の株主総会において州法銀行から国法銀行に転換し、同時に授權資本を拡大することを決定し、翌23日サクソン通貨監督官の免許を得た。これに伴い、同行は9月23日営業終了時より国法銀行となり、従来の名称のあとに National Association の文字が新しく付せられることとなる。

なお同行は1955年、当時の Chase National Bank(国法銀行)および Bank of the Manhattan Co.(州法銀行)との合併によって発足、以来州法銀行として今日に至っているもので、その規模(預金残高)は1965年6月末現在、全商業銀行中第3位、州法銀行中最大である。

同行チャンピオン会長の説明によると、国法銀行への転換の目的は、合併当時の予想に反し同行の業務が全国的なものに拡大しており、現在ではニューヨーク州法による規制が業務の発展に障害となっているため、国法銀行に転換して、業務分野の拡大をはかり、弾力性と競争力を強化しようという点にある。

転換後の新しい業務としては、計算機などの機械の賃貸し、売掛債権の買取りおよび回収(factoring)ならびに travelers' check の取扱いなどが予定されている模様。

株主総会の承認した新しい資本構成は次のとおり。

授權株数	23.0百万株(現行約21.6百万株)
授權資本	287.5百万ドル(〃約270.3百万ドル)
未発行株数	約2.0百万株(〃約0.7百万株)

### ◇米国、第2四半期の国際収支好転

本年第2四半期の通常収支は前期比約9億ドルの改

善となり、1957年第3四半期以来初めて119.百万ドルの黒字(季節調整済み)を記録した。かかる改善の主因は、2月から実施されたドル防衛強化措置に基づく民間資本収支赤字の減少(前期比7.7億ドル減)および港湾スト終了後の貿易収支黒字幅の増大(3.7億ドル)である。

民間資本(長・短期合計)の流出超過額は、前期の15.3億ドルに対し第2四半期には2.6億ドルと大幅に減少した。このうち銀行の対外投融资ポジションの改善はもともと著しく、4.3億ドルの流出超から3.6億ドルの引揚超に転じた。また銀行を除く企業については、直接投資は前期比2.7億ドルの減少となり、直接投資・証券投資を除いた長短期対外投資も第2四半期中3.7億ドルの引揚超過を記録、前期比1億ドルの改善を示した。一方、外資は、2.7億ドルの流入超から2.2億ドルの流出超に転じたが、これは主として英国の保有米国社債の売却によるものと思われる。

貿易収支の改善は、年初の港湾ストによって伸び悩んでいた輸出が、第2四半期にはいつてその遅れを取り戻したことが大きく作用したもので、こうした特殊要因を除けば、国内の景気上昇持続およびスト懸念に伴う鉄鋼備蓄在庫需要の増加、欧州経済の成長鈍化などの影響を

受けて、輸出は若干伸び悩みの状況を示した。

## 欧州諸国

### ◇英国政府、土地白書を発表

政府は、9月22日議会に対し、①土地収用権をもつ土地委員会(The Land Commission)を新設し、②土地の売買差益に対し高率の課税を実施することを骨子とした「土地白書」を提出した。その概要は次のとおりである。

#### 1. 目 標

政府の見解によると、土地使用に関する公的計画の決定によって、地主に不労所得を得る機会を与えたり、また地価の上昇を見越して地主が土地を手放さないため望ましい開発計画に支障をきたす場合が多い。このような事態を是正するねらいから、政府は①全国的あるいは地域的な計画を達成するために、必要な土地が適宜入手できるようにし、②公共のための開発によって地価が上昇するならばその値上がりのいくらかを公的当局に還元し、その地価負担を軽減しなければならない。

#### 2. 土地委員会の設置

開発計画に基づいて土地を強制的に買い上げる機関として土地委員会を設置(委員長ほか約8名で構成)する。委員会は強制収用の場合には時価に若干(開発見通しによる地価上昇分)を加えた価格を支払う。

#### 3. 土地売買差益に対する課税

自発的売却および強制収用による売却のいずれの場合を問わず、売り手の当初購入価格と販売価格との差額について一定率の税金を課する。差益税の基本税率は40%とするが、今後適当な時期において45%または50%へと段階的に引き上げる。

### ◇西ドイツ、投資信託会社の新設

このほどドイツ銀行は個人銀行2行(Brinckmann, Wirtz & Co., Metzler (B.) seel. Sohn & Co.とともに新たに投資信託会社(Deutsche Kapitalbeteiligungs GmbH)を設立した。新会社の資本金は1百万マルクでドイツ銀行が大半の出資を行なった。

## 米 国 の 国 際 収 支

(季節調整済み、単位・百万ドル、-は赤字)

	1964年				1965年		
	年間	I	II	III	IV	I	II
I. 通常取引収支	-3,106	- 417	- 545	- 593	-1,551	- 780	119
A. 経常収支	8,560	2,206	1,930	2,199	2,225	1,518	2,006
1. 貿易収支	6,669	1,739	1,468	1,673	1,789	923	1,293
(輸出)	(25,288)	(6,149)	(6,067)	(6,382)	(6,690)	(5,586)	(6,762)
(輸入)	(18,619)	(4,410)	(4,599)	(4,709)	(4,901)	(4,663)	(5,469)
2. 軍関係収支	-2,062	- 538	- 529	- 523	- 472	- 488	- 462
3. 投資収益	4,053	1,055	1,050	1,045	903	1,177	1,262
4. その他のサービス	- 100	- 50	- 59	4	5	- 94	- 87
B. 送金・年金・政府贈与等	-4,268	-1,018	-1,092	- 934	-1,234	-1,028	-1,236
C. 民間資本収支	-6,237	-1,317	-1,231	-1,577	-2,112	-1,260	- 485
1. 長期資本	-4,241	- 732	- 702	-1,235	-1,572	-1,566	-1,038
(うち米国資本)	(-4,351)	(- 738)	(- 796)	(-1,163)	(-1,654)	(-1,847)	(- 767)
2. 短期資本	-1,996	- 585	- 529	- 342	- 540	306	553
(うち米国資本)	(-2,111)	(- 589)	(- 548)	(- 406)	(- 568)	( 314)	( 503)
D. 誤差・記録外取引	-1,161	- 288	- 152	- 291	- 430	- 10	- 166
II. 政府特別取引	308	160	- 37	0	127	79	130
総合収支	-2,798	- 257	- 582	- 593	-1,366	- 701	249
(参考) (季節調整前)							
金準備増減(-)	- 125	- 46	73	20	- 172	- 832	- 590
外貨準備増減(-)	220	228	- 258	45	205	58	56
IMFゴールド・トランシュ増減	- 266	- 131	- 118	- 135	118	- 68	466
対外短期債務増(-)減	-2,627	173	- 329	- 951	-1,520	662	270

資料: Survey of Current Business, 1965年9月号

新会社創設のねらいは投資信託証券の発行代り金を中小企業の出資証券に運用し、中小企業の資金調達を容易にしようとするところにある。通常、中小企業の株式等は取引所に上場されておらず、また信用度も低いことから外部資金の導入も困難であるが、新会社はこの面の是正をはかろうとするもので、西ドイツ最大の商業銀行が中小企業の分野に新たに進出してきたことは注目されよう。なお目下のところ他の2大銀行はこうした動きにさしたる興味を示していないといわれている。

#### ◇フランス、新長期国債を発行

フランス政府は10月11日、総額10億フランの新長期国債を発行し、即日全額が消化された(消化先はほとんど個人)。発行条件は次のとおり。

発行券面額 200、1,000、10,000 フランの3種

期 間 15年

発行利率 5.5% (免税特権なし)

発行価格 額面

応募者利回り6.08~6.10% (償還差益を含む)

償 還 1966年以降毎年、発行残高の15%ずつを抽籤償還(償還価格は、1966年から1970年までは額面、1971年から1975年までは額面の5%増、1976年から1980年までは額面の15%増)。

本長期国債によって調達された資金は、国有ならびに主要民間企業(中小企業を含む)の設備投資資金として社会経済開発基金(ただし中小企業に対しては中小企業信用金庫)を通じて貸し付けられる予定。

#### ◇フランス、貯蓄・投資奨励策を発表

フランス政府ならびにフランス銀行理事会は、9月23日、貯蓄・投資奨励策として次の措置を発表した。

##### (1) 中期信用手形の期間延長

中期信用手形の期間を現行の5年より7年に延長する。中期信用手形に対する市中銀行の割引利率は、5.75% (公定歩合の2.25%高)と定められているが、経済、社会発展計画による設備投資でも、期間5年を越えるものについては上記金利を大幅に上回る状態であった。今回の措置により、優遇金利の適用範囲が拡大する結果、設備投資に対する企業の金利負担はかなり軽減することが予想され、投資奨励の効果も期待されている。なお本中期手形のフランス銀行再割引は、本手形金額全額につき5か年まで認められてきたが、今後は本手形金額のうち再割引日より3年以内に期限の到来する部分につき3か年までの再割引が認められることになる。また再割引

利は、最初の2年間については公定歩合(現在3.5%)、3年目分については0.5%高とされており、投資刺激を図る反面、フランス銀行依存度の縮小についてもかなりの考慮が払われている。本措置は明年初より実施の予定。

##### (2) 民間銀行の業務区分の緩和

預金銀行に2年を越える預金の受入れならびに貸出の実行を認める一方、事業銀行にも2年未満の預金受入れならびに貸出の実行を認めるよう年内に銀行法改正を行ない、明年初に実施の予定(今後預金銀行と事業銀行の業務上の相異点は、企業への資本参加に関する預金銀行の制限、すなわち当該企業の資本の10%、銀行の自己資本の75%を越えてはならないという原則だけになる)。

##### (3) 貯蓄増強のための税制改革

イ. 15,000フラン以下の貯蓄銀行預金に対する利子収入、年500フラン以下の社債利子収入ならびに長期定期積金に対する利子収入につき免税措置を講ずる。

ロ. 大蔵省証券(明年1月以降発行分)、15,000フランを越え30,000フラン以下の貯蓄銀行預金、30,000フラン以下の銀行預金、国債(免税特権のない分)、社債などの利子収入(ただし社債利子については年500フランを越える金額)につき総合課税と分離課税(税率25%)との選択を認める。

#### ◇フランス、先物為替規制等を緩和

フランス大蔵省は10月15日、6か月以内の先物為替取引を自由化する旨発表した(従来は輸出入取引にかかる6か月以内の先物取引のみ自由化されていた)。またフランス為銀の6か月以内のフラン建貸付も、同日付で大蔵省の要認可事項から外されることになった。

本措置は、フランの国際性を高め、フランスの国際金融面での発言力強化を意図したもので、すでに本年初めに一応の成案をみていたが、時機尚早との判断から実施を見送っていたものである。今回急きょ実施されることになったのは、ジスカールデスタン蔵相が今次IMF総会演説で本措置実施について言及したためといわれる。

#### ◇オランダ銀行、市中貸出増加限度の改訂

オランダ銀行は9月中旬、市中銀行(商業銀行、農業信用銀行)の合意を得て、現行市中貸出最高限度規制を本年9~12月中も継続適用することとした。ただし同期間中の市中貸出限度額については、年初に一応の目安として設定した基準貸出残高(1963年1~6月の各月末残高の平均)の4%増を6%増に変更することとした。これは、本年の実質国民所得の伸び率が年初の見込み(3.5%)を上回ると予想されるに至ったため、これに対応し

てとられたものとされている。

この結果、本年中の市中貸出限度額は、昨年と同様基準貸出残高の10%増となった。

### 3 半期別市中貸出増加限度(対基準貸出残高比)

		本 年	前 年
1965年	1 ~ 4月	4 %	5 %
	5 ~ 8月	0	0
	9 ~ 12月	6	5
年 間 計		10	10

### ◇フィンランド、金融引締め政策の再強化

フィンランド銀行は5月初め、国際収支の悪化に対処して貸出規制とくに輸入、建設関係の貸出、賦払金融等に対する規制を強化した(5月号「要録」参照)が、その効果が思わしくないことからこのほどこれら規制を再強化することになった。これによると、輸入資金貸付、賦払金融については貸出限度が従来の9%増(64年末残高比、1~10月間に適用、年率11%)から4%増(同、11~来年4月間、年率8%)に引き下げられ、また建設関係の新規貸出は今後当分の間認められないこととなった。

フィンランド経済は旺盛な建設投資のほか自動車等耐久消費財需要を中心とした個人消費の増勢(本年の前年比増加率は推定6%、64年5.5%、63年3.5%)から輸入が著増し(上期中、前年同期比21%増)、これが国際収支の著しい悪化をもたらしている。今回の措置はこのような事態の改善を意図したものであるが、これが実施されれば建設投資は当然多大の影響をうけると予想されるだけに大量の失業者が発生することを懸念する向きが少なく、今後の成行きが注目される。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇セイロンの1965/66年度予算案

セイロン政府は、8月9日、1965/66年度(1965年10月~1966年9月)予算案を議会に提出、同時に税制改正案を発表した。

同予算案は、同国経済が停滞を続けている現状を背景に、経済開発の推進をはかるようとする方針の下に編成されており、このため財政赤字幅は拡大を余儀なくされている。すなわち、①歳出面では、経常支出の削減に努めた反面、経済開発のための資本支出を大幅に増額し、(前年度比42%増)、歳出全体としては前年度比8%の増加を予定していること、②これに対して歳入面では、後記の税制改正に伴う減税もあって、前年度比2%の増収

にとどまる見込みであること、③この結果、歳出超過額570百万ルピー(前年度423百万ルピー)を計上していること、などがそれである。

本予算案と同時に発表された税制改正案は次のとおりであるが、そのねらいとしては、国内投資活動ならびに輸出を促進する一方、民生の安定をはかることがあげられている。

(1) 低所得層を中心に所得税を軽減し、あわせて法人税率を引き下げる(最高税率を57%から50%へ引下げ)。

(2) 外国為替取引税ならびに入国査証税を廃止する。

(3) 工業製品を輸出した者に対する所得税割戻し制度を新設する(工業製品輸出額の5%相当額を還付)。ただし本制度は、工業製品輸出による利益が輸出額の25%に満たない場合には適用しない。

(4) 輸向け工業製品の製造に要する原材料を輸入した場合、輸入関税の徴収を最大限6ヵ月猶予する(銀行の保証を要する)。

(5) 食糧など生活必需品の輸入につき関税を減免する(たとえば、馬鈴薯、玉ねぎ、灯油については無税とし、綿織物については税率を10~12%引き下げる)。

### セイロンの1965/66年度予算案

(単位・百万ルピー)

	1965/66年度 予 算	1964/65年度 修正予算
歳 出	2,454	2,275
経 常	1,780	1,800
資 本	674	475
歳 入	1,884	1,852
赤 字	570	423
赤字補てん		
長・中期公債	275	250
政府機関借入	25	10
外国援助	175	120
大蔵省証券	95	43

### ◇シンガポール、エカフェに加盟

シンガポールは、9月21日、エカフェ(国連アジア極東経済委員会)の正加盟国となった。シンガポールは、独立直後からエカフェ加盟を申請していたが、同国の国連加盟が承認されたのに伴い、規約(註)により、そのエカフェ加盟が自動的に認められたものである。なお同国の加盟によりエカフェ加盟国は28ヵ国(うち準加盟国2ヵ国)となった。

(註) エカフェ規約(エカフェ付託条項第3項)は、「アジア、極東地域内の国が国連加盟国となった場合、当該国を直ちにエカフェの正加盟国として認める」旨、規定している。

### ◇シンガポールの関税措置

シンガポールは、10月11日、370品目について輸入関税の新設ないし引上げを行なった。

同国は、独立直後、国内工業保護のためマレーシア産品198品目について輸入割当を実施、一方マレーシアもこれに対抗して、シンガポールに対する輸入制限(155品目)を行なったが、これが両国間の物資交流を著しく阻害し、滞貨の累増を招くに至ったため、両国は、10月9日、それら貿易制限の大部分を相互に撤廃した。今回のシンガポールの関税措置は、上記輸入割当撤廃に伴う国内工業への悪影響を回避するため、とられたものと伝えられているが<sup>(註)</sup>、この結果同国とマレーシアとの貿易関係は再び著しく円滑を欠くに至っている模様である。

(注) マレーシアは、10月9日、特定品目(品目数など未詳)につき関税の引上げを行なった模様であり、今回のシンガポールの関税措置は、これに対抗したものとみられる。

### ◇韓国、市中金利の大幅引上げ

韓国では、9月14日「利子制限法」が改正され、金利の最高限度が年20%から40%に引き上げられたが、これに続き韓国銀行は市中金融機関の預金ならびに貸出金利の一部につき最高限度を変更、大韓金融団の協定により、次のとおり9月30日から実施された。新金利は次のとおり(年率%)。

(1) 預金金利	改訂後 (改訂前)
イ. 定期預金	
期間1年6か月以上のもの	30.0 (15.0)
期間1か年～1年6か月未満のもの	26.4 (15.0)
期間6か月～1か年未満のもの	24.0 (12.0)
期間3か月～6か月未満のもの	18.0 (9.0)
ロ. 通知預金	5.0 (3.65)
(2) 貸出金利	
イ. 商業手形の割引	24.0 (14.0)
ロ. その他手形(輸出手形・商業手形等優遇手形を除く)担保の貸付	26.0 (16.0)
ハ. 割引・貸付の満期後延滞分	36.5 (20.0)

こうした一連の措置は、インフレの高進に伴い不正金融業者が猖獗をきわめ、不法な高利で資金を集めて運用しているのに対処し、こうした不法ルートに流れている資金を正規の金融機関に吸収するとともに、各金融機関の運用資金量の増大により、市中金融の梗塞状態を緩和して一般企業のヤミ金融依存度を是正しようとしてとられたものである。

また、新金利体系の上で預金・貸出金利の一部が銀行にとって逆鞘となるため、韓国銀行は金融機関の預金支

払準備金(韓銀預け金)のうち民間定期預金残高相当額につき、11月16日から6か月間を限り、年3.5%の利子を付する暫定措置をとり、今後の推移を見守ることとなった。なお当局では、市中預金のうちウエイトの高い当座預金が従来どおり無利子とされていること、定期預金の増加も順軌の短期ものが中心と予想されること(改訂実施後半月間の状況でも、主要10都市の定期預金増加額49億ウォンのうち、3か月もの23億ウォン、6か月もの11億ウォン)などから、一部金利の逆鞘も銀行経理を圧迫するおそれはないものとみている。

### ◇豪州、ニュージーランド、自由貿易協定を締結

豪州、ニュージーランド両国は、相互間の貿易拡大をはかるため、かねて大洋州自由貿易圏の創設を検討していたが、8月31日、自由貿易協定を締結(明年1月1日発効、有効期限10年)、自由貿易圏結成への第一歩を踏み出した。

同協定は、豪州、ニュージーランド間の貿易<sup>(註)</sup>につき、関税の撤廃ないし引下げ、輸入数量制限の廃止を行なうことを定めたもので、その適用品目は、両国貿易額の60%に相当するものと伝えられる(品目数未詳)。

(注) ニュージーランドの豪州からの輸入は、同国輸入総額の21%、豪州向け輸出は、輸出総額の5%、豪州のニュージーランドからの輸入は、同国輸入総額の2%、ニュージーランド向け輸出は、輸出総額の6%(いずれも1964年実績による)。

同協定の内容は次のとおり、

(1) 豪州は、木材および同製品、仔羊肉、乾燥野菜、チーズ、冷凍豆などに対する輸入関税を直ちに撤廃する。一方ニュージーランドは、これまで第三国に豪州より低い税率を適用していた品目(繊維、機械など約200品目)について、対豪輸入関税を直ちに同税率まで引下げる。

(2) その他の品目については、両国とも輸入関税を漸進的に引き下げる。

(3) ニュージーランドは、木材、合板、化粧板に対する輸入数量制限を廃止する<sup>(註)</sup>(その他の品目に対する現行数量制限については、その継続を認める)。

(注) 豪州は従来から輸入数量制限を行っていない。

(4) ただし、次の場合には、輸入国は当該品目について本協定の適用を停止することができる。

イ. ダンピングまたは輸出補助による輸出が行なわれた場合。

ロ. 特定品目の輸入が大幅に増加し、このため輸入国の産業の発展が阻害された場合。

ハ. 輸入品と同種の製品の生産を開始する場合。